

締約国に関する情報 RU	ロシア連邦 一般情報	附属書 B1 RU
国内官庁の名称	Federal Service for Intellectual Property (Rospatent) (Russian Federation) (連邦知的財産局 (ROSPATENT)(ロシア連邦))	
所在地	ROSPATENT, Berezhkovskaya nab. 30/1, Moscow 125993, Russian Federation (一般) Federalny Institut Promyshlennoi Sobstvennosti, Berezhkovskaya nab. 30/1, Moscow 125993, Russian Federation (出願処理)	
郵便のあて名	所在地と同じ	
電話番号	(7-499) 240 60 15 (一般) (7-499) 240 58 88, (7-499) 240 25 91 (出願処理)	
電子メール	icd@rospatent.gov.ru (一般) ro-ru@rupto.ru (受理官庁) pct-peo@rupto.ru (国際調査機関, 補充国際調査機関, 国際予備審査機関)	
インターネット	https://www.rospatent.gov.ru https://new.fips.ru/	
ファクシミリ装置	(7-495) 531 63 18	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の 手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	ファクシミリ装置による提出を受理する	
送付することができる書類の種類 書類の原本提出義務	すべての書類 送付された書類が国際出願又は国際出願の補充若しくは補正を 含む差替用紙である場合には、送付の日から14日以内に提出 他の書類の場合には、請求がない限り提出義務はない	
国際出願に関する通知の写しを電子メー ルで送付するか？	送付する	
郵政当局以外の配達サービスを利用した 場合に亡失又は遅延があったとき書類を 発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、DHL, Federal Express, 又はその他の世 界的に認識されておりロシア連邦で利用可能な配達サービスを 条件とする	
出願人がWIPO DAS <sup>1</sup> から優先権書 類を取得できるようにする用意がある か？(PCT規則17.1(b)の2))	用意なし	
ロシア連邦の国民及び居住者のための管 轄受理官庁	ユーラシア特許庁 (E A P O), W I P O 国際事務局 又は連邦知的財産局 (ROSPATENT)(ロシア連邦)	

[次頁に続く]

1 WIPO DAS<sup>1</sup>についての詳細情報は次から入手可能である：<https://www.wipo.int/en/web/das>

RU	ロシア連邦 (続き)	RU
国内法令 <sup>2</sup> は外国官庁への国際出願を制限するか？	次の場合、出願は制限される： ロシア連邦内で行われた発明	
ロシア連邦が指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護：連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦) ユーラシア特許：ユーラシア特許庁 (E A P O)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許，実用新案 ユーラシア：特許	
国内官庁が認める手数料の支払方法	<p><b>1. 受理官庁 (RO/RU) の手数料支払用口座：</b></p> <p>1.1 送付手数料，国際調査機関 (ISA/RU) の調査手数料，ISA/RU の追加調査手数料，優先権書類手数料 (PCT規則17.1(b))，優先権回復手数料 (PCT規則26の2.3(d)) 支払はロシア・ルーブル (RUB) 建てで次の口座に行う： 受取人銀行：Operational Department of the Russian Bank, Interregional Operation Office of the Federal Treasury, Moscow 受取人BIC (銀行特定コード) 番号：024501901 受取人銀行対応口座：40102810045370000002 受取人名：Interregional Operation Office of the Federal Treasury, Federal Service for Intellectual Property 受取人銀行口座番号：03100643000000019500 受取人納税者ID番号 (INN)：7730176088 受取人税金登録理由コード (KPP)：773001001 財務分類コード (BCC)：16811505020016000140 ロシア国内行政地域区分 (OKTMO)：45318000</p> <p>1.2 国際出願手数料，国際調査機関 (ISA/EA, ISA/EP) の調査手数料 支払はロシア・ルーブル (RUB) 建てで次の口座に行う： 受取人銀行：Moscow UFK (Federal State Budget Institution “Federal Institute of Industrial Property,” 口座番号：207361183140) 納税者ID番号 (INN)：7730036073 受取人税金登録理由コード (KPP)：773001001 受取人銀行口座 (公庫)：03214643000000017300 受取人銀行：Bank of Russia Main Branch for the Central Federal District // Federal Treasury Office for Moscow 銀行IDコード (BIC)：004525988 対応口座 (単独公庫口座)：40102810545370000003 ロシア国内行政地域区分 (OKTMO)：45318000 財務分類コード (BCC)：000 000 000 000 000 00 510</p>	

[次頁に続く]

2 ロシア連邦民法第1395条，次のウェブサイトから参照可能：  
<https://rospatent.gov.ru/ru/documents/grazhdanskiy-kodeks-rossiyskoy-federacii-chast-chetvertaya> (ロシア語)  
<https://rospatent.gov.ru/en/documents/grazhdanskiy-kodeks-rossiyskoy-federacii-chast-chetvertaya> (英語)

RU

ロシア連邦 (続き)

RU

国内官庁が認める手数料の支払方法  
(続き)

## 2. 国際調査機関 (ISA/RU) の手数料支払用口座 :

2.1 調査手数料 (PCT規則16), 追加調査手数料 (PCT規則40.2), 異議申立手数料 (PCT規則40.2 (e)), 遅延提出手数料 (PCT規則13の3.1(c))

支払はロシア・ルーブル (RUB) 建てで次の口座に行う :  
項1.1を参照されたい。

2.2 国際調査報告で引用された文献の写し手数料 (PCT規則44.3), 国際出願のファイルに含まれている文献の写し手数料 (PCT規則94.1の3)

支払はロシア・ルーブル (RUB) 建てで次の口座に行う :

受取人 : Moscow UFK (Federal State Budget Institution  
“Federal Institute of Industrial Property,”  
口座番号 : 207361183140)

納税者ID番号 (INN) : 7730036073

受取人税金登録理由コード (KPP) : 773001001

受取人銀行口座 (公庫) : 03214643000000017300

受取人銀行 : Bank of Russia Main Branch for the Central  
Federal District // Federal Treasury Office  
for Moscow;

銀行IDコード (BIC) : 004525988

対応口座 (単独公庫口座) : 40102810545370000003

ロシア国内行政地域区分 (OKTMO) : 45318000

財務分類コード (BCC) : 000 000 000 000 000 00 130

## 3. 補充国際調査機関 (SISA/RU) の手数料支払用口座 :

3.1 検査手数料 (PCT規則45の2.6(c)), 補充国際調査報告で引用された文献の写し手数料 (PCT規則45の2.7(c)), 国際出願のファイルに含まれている文献の写し手数料 (PCT規則94.1の3), 遅延提出手数料 (PCT規則13の3.1(c)及び45の2.5(c))

支払はロシア・ルーブル (RUB) 建てで次の口座に行う :  
項2.2を参照されたい。

## 4. 国際予備審査機関 (IPEA/RU) の手数料支払用口座 :

4.1 予備審査手数料 (PCT規則58), 追加予備審査手数料 (PCT規則68.3), 異議申立手数料 (PCT規則68.3(e))

支払はロシア・ルーブル (RUB) 建てで次の口座に行う :  
項1.1を参照されたい。

4.2 取扱手数料 (PCT規則57.1)

支払はロシア・ルーブル (RUB) 建てで次の口座に行う :  
項1.2を参照されたい。

4.3 国際予備審査報告で引用された文献の写し手数料 (PCT規則71.2), 国際出願のファイルに含まれている文献の写し手数料 (PCT規則94.2), 遅延提出手数料 (PCT規則13の3.2)

支払はロシア・ルーブル (RUB) 建てで次の口座に行う :  
項2.2を参照されたい。

[次頁に続く]

RU	ロシア連邦 (続き)	RU
国内官庁が認める手数料の支払方法 (続き)	<p><b>5. 国内段階の手数料支払用口座：</b></p> <p>支払はロシア・ルーブル (RUB) 建で次の口座に行う： 項1.1を参照されたい。</p> <p>詳細は次のウェブサイトの「How can payment of fees be effected (手数料の支払方法)」を参照されたい。</p> <p><a href="https://rospatent.gov.ru/content/uploadfiles/eng/international_duties_PCT.pdf">https://rospatent.gov.ru/content/uploadfiles/eng/international_duties_PCT.pdf</a> (ロシア語)</p> <p><a href="https://rospatent.gov.ru/en/activities/dues/tables#4">https://rospatent.gov.ru/en/activities/dues/tables#4</a> (英語)</p>	
国際型調査に関するロシア連邦の規定 (PCT第15条)	<p>発明特許，実用新案，意匠，商標及びサービスマークの国家登録，原産地名の国家登録及び排他的権利の付与，知的活動又は個別化手段の成果に対する排他的権利の移転の国家登録，排他的権利の使用許諾，契約に基づくこれらの成果又は手段の使用権の付与，非契約によるこれらの成果又は手段の排他的権利の移転に関する，特許関連及びその他法的に重要な手続を行う際の手数料に関する規則の附属書1，パラグラフ14.13 (<a href="https://rospatent.gov.ru/content/uploadfiles/pril_1_2_941.pdf">https://rospatent.gov.ru/content/uploadfiles/pril_1_2_941.pdf</a> 参照)</p>	
国際公開に基づく仮保護	<p>国内特許を目的とする指定の場合：</p> <p>(ロシア語によるものであれば) 国際公開の時点から，又は当該公開がロシア語以外の言語によるものであれば，連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦) がその出願のロシア語による翻訳文を公開した時点から，出願人は国内法に従って仮保護が与えられる (民法第1392条及び第1396条(3)参照)<sup>3</sup></p> <p>ユーラシア特許を目的とする指定の場合：</p> <p>国際公開 (ロシア語による場合) 後，又は公開がロシア語以外の言語で行われた場合にはE A P Oにより国際出願のロシア語による翻訳文の公開後，国内法に従って仮保護が与えられる</p>	
ロシア連邦が指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
国内保護について		
ロシア連邦が指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了時に不明の場合，管轄官庁は通知の受領日から2か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あり (附属書L参照)	
ユーラシア特許については，附属書B 2のユーラシア特許機構 (E A) を参照		

3 ロシア連邦民法は次のウェブサイトから参照可能：

<https://rospatent.gov.ru/ru/documents/grazhdanskiy-kodeks-rossiyskoy-federacii-chast-chetvertaya> (ロシア語)

<https://rospatent.gov.ru/en/documents/grazhdanskiy-kodeks-rossiyskoy-federacii-chast-chetvertaya> (英語)